

湘南ふれあいの園 小田原 特定施設入居者生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 湘南ふれあいの園 が開設する湘南ふれあいの園 小田原 (以下「事業所」という)が行う特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(「以下職員という」)が、要介護状態の高齢者に対し、自立した生活を営むことができるよう、個々の状態に合わせた適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態の場合でも利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び入居定員等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- ① 名称 湘南ふれあいの園 小田原
- ② 所在地 神奈川県小田原市栄町3-10-24
- ③ 居室数 56室 入居定員 56名

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名(常勤)
生活相談員は、生活全般の相談、援助、指導に、従事し利用者が快適な生活が営むことができるよう努める。
- ③ 看護職員 2名(常勤専従 1名 常勤兼務 1名)
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護、服薬管理、並びに保健衛生管理に従事する。
- ④ 介護職員 13名(常勤専従 7名 非常勤専従 6名)
介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)
機能訓練指導員は、日常生活動作を行うための機能減退防止に努める。
- ⑥ 計画作成担当者 1名(非常勤専従)
計画作成担当者は、施設サービス計画(ケアプラン)を作成し、調整する業務に従事する。

(詳細は別紙1「施設職員の配置状況」参照)

(特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第5条 特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- ①入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の援助
- ②日常生活動作の機能訓練
- ③療養上の世話（保健師助産師看護師法第5条・第6条に規定された看護師・准看護師の業務）
- ④健康管理、健康チェック

(詳細は別紙2「介護サービス等の一覧表」参照)

2 月額利用料として管理費、食費等を徴収する。

(詳細は別紙3「月額利用料一覧表」参照)

3 その他、公費または健康保険で給付される以外の医療費や、理美容、クリーニング代、新聞雑誌等の購読料、個人的資質にかかる費用は実費分を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(利用者が居室を移動する場合の条件及び手続)

第6条 利用者の居室を移動して介護を行う場合は、入居契約書に基づき医師の意見を聞き、利用者の意思を確認し、利用者の身元引受人の意見を聞いた上で居室の移動を行う。

併せて介護場所の変更等に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(詳細は別紙4「介護場所の変更等に係る同意書」参照)

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 施設の利用に当たっては当該有料老人ホームの管理規程の内「居室等の利用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従うものとする。

2 利用者が病気等のため治療する必要性が生じた場合には、協力医療機関を紹介する。

3 利用者が使用する専用居室及び共用施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、感染症の発生・蔓延を防ぐための必要な措置を講じる。

(緊急時における対処方法)

第8条 事業所は、利用者の身体等の具合が悪くなった場合その他必要な場合は、的確かつ迅速に応急処置を行い、状況により医師と連絡をとり、協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるよう必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第9条 事業所は消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、非常災害に備え、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- ①消防計画の作成及び変更
- ②消火、通報、避難誘導訓練実施
- ③建築物、火気使用設備器具、危険物、施設の検査実施及び管理
- ④消防用設備等の点検整備実施及び管理
- ⑤火気の使用または取り扱いに関する指導
- ⑥その他防火管理上必要な業務

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(秘密保持等)

第13条 事業所及び事業所の職員は、正当な理由の無い限り、利用者に対する介護サービスに際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を保持する。

2 事業所は、事業所の職員が就業中に知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を退職後も保持するべき旨を職員との雇用契約の内容として含めることとする。

(苦情処理)

第14条 管理者は提供した特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び利用者の家族及び身元引受人に説明するものとする。

(詳細は別紙5「苦情処理細則」参照)

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1ヶ月以内

②継続研修 毎月

2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 湘南ふれあいの園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 9月 1日より施行する。

平成21年9月10日 改定

平成23年4月1日 改定

平成24年1月16日 改定

平成24年4月1日 改定

平成27年8月1日 改定

平成28年1月1日 改定

平成29年1月1日 改定

平成29年7月1日 改定

平成30年8月1日 改定

令和2年8月1日 改定

令和2年9月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定

湘南ふれあいの園 小田原 介護予防特定施設入居者生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 湘南ふれあいの園 が開設する湘南ふれあいの園 小田原 (以下「事業所」という)が行う介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(「以下職員という」)が、要支援状態の高齢者に対し、自立した生活を営むことができるよう、個々の状態に合わせた適正な介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態の場合でも利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び入居定員等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- ① 名称 湘南ふれあいの園 小田原
- ② 所在地 神奈川県小田原市栄町3-10-24
- ③ 居室数 56室 入居定員 56名

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
 - ② 生活相談員 1名(常勤)
生活相談員は、生活全般の相談、援助、指導に、従事し利用者が快適な生活が営むことができるよう努める。
 - ③ 看護職員 2名(常勤専従 1名 常勤兼務 1名)
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護、服薬管理、並びに保健衛生管理に従事する。
 - ④ 介護職員 13名(常勤専従 7名 非常勤専従 6名)
介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
 - ⑤ 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)
機能訓練指導員は、日常生活動作を行うための機能減退防止に努める。
 - ⑥ 計画作成担当者 1名(非常勤専従)
計画作成担当者は、施設サービス計画(ケアプラン)を作成し、調整する業務に従事する。
- (詳細は別紙1「施設職員の配置状況」参照)

(介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第5条 介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- ①入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の援助
- ②日常生活動作の機能訓練
- ③療養上の世話（保健師助産師看護師法第5条・第6条に規定された看護師・准看護師の業務）
- ④健康管理、健康チェック

(詳細は別紙2「介護サービス等の一覧表」参照)

2 月額利用料として管理費、食費等を徴収する。

(詳細は別紙3「月額利用料一覧表」参照)

3 その他、公費または健康保険で給付される以外の医療費や、理美容、クリーニング代、新聞雑誌等の購読料、個人的資質にかかる費用は実費分を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(利用者が居室を移動する場合の条件及び手続)

第6条 利用者の居室を移動して介護を行う場合は、入居契約書に基づき医師の意見を聞き、利用者の意思を確認し、利用者の身元引受人の意見を聞いた上で居室の移動を行う。

併せて介護場所の変更等に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(詳細は別紙4「介護場所の変更等に係る同意書」参照)

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 施設の利用に当たっては当該有料老人ホームの管理規程の内「居室等の利用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従うものとする。

2 利用者が病気等のため治療する必要性が生じた場合には、協力医療機関を紹介する。

3 利用者が使用する専用居室及び共用施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、感染症の発生・蔓延を防ぐための必要な措置を講じる。

(緊急時における対処方法)

第8条 事業所は、利用者の身体等の具合が悪くなった場合その他必要な場合は、的確かつ迅速に応急処置を行い、状況により医師と連絡をとり、協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるよう必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第9条 事業所は消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、非常災害に備え、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- ①消防計画の作成及び変更
- ②消火、通報、避難誘導訓練実施
- ③建築物、火気使用設備器具、危険物、施設の検査実施及び管理
- ④消防用設備等の点検整備実施及び管理
- ⑤火気の使用または取り扱いに関する指導
- ⑥その他防火管理上必要な業務

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、介護予防特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防特定施設等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(秘密保持等)

第13条 事業所及び事業所の職員は、正当な理由の無い限り、利用者に対するサービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を保持する。

2 事業所は、事業所の職員が就業中に知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を退職後も保持するべき旨を職員との雇用契約の内容として含めることとする。

(苦情処理)

第14条 管理者は提供した介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者、利用者の家族及び身元引受人説明するものとする。

(詳細は別紙5「苦情処理細則」参照)

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1ヶ月以内

②継続研修 毎月

2 事業所は、この事業を行うため、介護予防特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 湘南ふれあいの園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 9月 1日より施行する。

平成21年9月10日 改定

平成23年4月1日 改定

平成24年1月16日 改定

平成24年4月1日 改定

平成27年8月1日 改定

平成28年1月1日 改定

平成29年1月1日 改定

平成30年8月1日 改定

令和2年8月1日 改定

令和2年9月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定